

山梨県結核健康診断費補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 知事は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 60 条第 1 項 (都道府県の補助) 及び同法施行令第 26 条第 1 項 (都道府県の補助) の規定により、別表に定める交付基準に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則 (昭和 38 年山梨県規則第 25 号、以下「規則」という。) に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第 2 条 前条に規定する結核健康診断に要する費用に対する補助額は、次の各号に掲げる額を比較して最も少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

- 1 別表の基準額欄に定める額
- 2 別表の対象経費欄に定める経費の実支出額
- 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額

(補助金の交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の規定により補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 1 平成 年度結核健康診断事業実施計画表
- 2 平成 年度結核健康診断費補助金経費所要額調
- 3 平成 年度歳入歳出予算書 (関係分抄本)

(補助金の交付の条件)

第 4 条 規則第 6 条の規定による補助金の交付の条件は次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 補助事業等に要する経費の各費目間の配分の変更 (それぞれの配分額のいずれか低い額の 20% 以内の変更を除く。) をする場合には、別紙様式により知事の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業の内容の変更 (補助金の目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く。) をする場合には、別紙様式により知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別紙様式により知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業が予定の期間に完了しない場合はすみやかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- 5 補助事業者は補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式による調書を作成し、これを補助事業完了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかななければならない。

(変 更)

第 5 条 事業実施計画の内容の変更をする場合には、補助金変更交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 1 平成 年度結核健康診断事業実施計画表
- 2 平成 年度結核健康診断費補助金経費所要額調
- 3 平成 年度歳入歳出予算書 (関係分抄本)

(事業実績報告書)

第 6 条 規則第 1 2 条の規定による事業実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 平成 年度結核健康診断費補助金精算額明細書
- 2 収入及び支出精算書
- 3 平成 年度結核健康診断事業実施成績表
- 4 平成 年度歳入歳出決算(見込)書(関係分抄本)
- 5 その他知事が必要と認める証拠書類

(補助金交付の方法)

第 7 条 補助金交付の方法は、精算払いとする。

(書類の経由)

第 8 条 補助事業者が結核健康診断事業を実施するために必要な書類は、所轄保健所を経由しなければならない。

(様 式)

第 9 条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- 1 第 3 条の補助金交付申請書 第 1 号様式
- 2 第 3 条の 1 の平成 年度結核健康診断事業実施計画表 第 1 号様式 1
- 3 第 3 条の 2 の平成 年度結核健康診断費補助金経費所要額調 第 1 号様式 2
- 4 第 4 条の 5 の補助金調書 別 紙
- 5 第 6 条の事業実績報告書 第 2 号様式
- 6 第 6 条の 1 の平成 年度結核健康診断費補助金精算額明細書 第 2 号様式 1
- 7 第 6 条の 2 の収入精算書 第 2 号様式 2
- 8 第 6 条の 2 の支出精算書 第 2 号様式 3
- 9 第 6 条の 3 の平成 年度結核健康診断事業実施成績表 第 2 号様式 4
- 1 0 第 5 条の補助金変更交付申請書 第 3 号様式
- 1 1 第 5 条の 1 の平成 年度結核健康診断事業実施計画表 第 1 号様式 1
- 1 2 第 5 条の 2 の平成 年度結核健康診断費補助金経費所要額調 第 3 号様式 1
- 1 3 第 4 条の 1、2 及び 3 の平成 年度結核健康診断の変更(中止・廃止)承認申請書 第 4 号様式

附則

この要綱は平成 1 7 年 1 0 月 2 7 日から施行し、平成 1 7 年 4 月 1 日より適用する。

附則

この要綱は平成 1 8 年 3 月 2 0 日から施行し、平成 1 7 年 4 月 1 日より適用する。

附則

この要綱は平成18年4月14日から施行し、平成18年4月1日より適用する。

附則

この要綱は平成19年2月9日から施行し、平成18年4月1日より適用する。

附則

この要綱は平成19年7月19日から施行し、平成19年4月1日より適用する。

附則

この要綱は平成21年1月15日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

附則

この要綱は平成23年1月14日から施行し、平成22年4月1日より適用する。

附則

この要綱は平成24年12月7日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附則

この要綱は平成26年12月26日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

別表

基 準 額	対 象 経 費
<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 450円×医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた延べ人数</p> <p>(2) 473円×医療機関で70mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ人数</p> <p>(3) 501円×医療機関で100mmミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ人数</p> <p>(4) 1,744円×医療機関で直接撮影を受けた者の延べ人数</p> <p>(5) 4,633円×医療機関で喀痰検査を受けた者の延べ人数</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による健康診断のために必要な経費のうち、次に掲げるもの 報酬、賃金、報償費、需用費、役務費、委託料</p>